

○関税法施行規則第十条第四項第四号ニの規定に基づき、同号ニに規定する財務大臣が定めるところ等を定める件

<令和5年財務省告示第98号による改正後> (R6.1.1～適用)

関税法施行規則（昭和四十一年大蔵省令第五十五号。以下「規則」という。）第十条第四項第四号ニの規定に基づき、同号ニに規定する財務大臣が定めるところ等を次のように定め、平成十七年四月一日から適用する。

- 1 規則第十条第四項第四号ニに規定する財務大臣が定めるところは、日本産業規格（産業標準化法（昭和二十四年法律第百八十五号）第二十条第一項に規定する日本産業規格をいう。以下同じ。）X六九三三又は国際標準化機構の規格一二六五三一三に準拠したテストチャートを規則第十条第四項の保存義務者が使用する同項第二号の電子計算機処理システムで入力し、当該テストチャートに係る電磁的記録を出力した画面及び書面において、日本産業規格X六九三三における四の相対サイズの文字及びISO図形言語又は国際標準化機構の規格一二六五三一三における四ポイントの文字及び一四〇図票を認識することができることとする。
- 2 前項の規定は、規則第一条の四第一項、第八条第一項及び第十一条第一項において準用する規則第十条第四項第四号ニに規定する財務大臣が定めるところについて準用する。